福祉灯油券の交付希望の受付

今金町では、老人世帯等に対して生活の一助として福祉灯油扶助を行い、福祉向上を図ることを目的に生活援助推進事業を進めています。
◆支給されるもの→１世帯当たり200リットルの灯油購入券が交付されます。
（使用期間は12月～３月末日まで）

【対象世帯】
対象者は12月１日現在において次のいずれかに該当し、所得税・町民税の非課税世帯であり、世帯の中心となる方の前年収入が150万円未満の世帯です。
（生活保護世帯は対象から除く）
①70歳以上の一人暮らし世帯
②老人夫婦世帯等（夫婦とも70歳以上）
③ひとり親世帯及び寡婦世帯
④心身障がい者世帯（身体障がい者手帳１級～３級の交付を受けているものが世帯主で、かつ生計中心者である世帯）

①～④の世帯でも、子や親族の扶養になっている方、同居されている方は、収入に関係なく福祉灯油券交付の対象とはなりません。また、遺族年金や障がい者年金、児童扶養手当を受給されている方は、それらも収入として加算されます。

交付を希望される方は、10月31日（火）までに保健福祉課へご相談ください。
申請後、収入等の調査を行い、認められたら福祉灯油券が交付されます。
昨年度の対象者には案内を送付しますので確認してください。

【問合せ】保健福祉課　総務グループ　☎82-2780

除雪車の運転手等を募集します

町では、除雪車運転手・流雪溝維持管理員の会計年度任用職員を下記のとおり募集します。

雇用期間

除雪車運転手／令和５年12月１日～令和６年３月20日
流雪溝維持管理員／令和５年12月１日～令和６年３月20日



雇用人員数

除雪車運転手７名、流雪溝維持管理員１名
●申込期限／11月１日（水）
●選考方法／書類選考
（履歴書、免許証を持参してください。ただし、応募者履歴書持参前にご連絡願います。）
●応募資格／町内在住者で大型自動車、大型特殊自動車免許取得者及び車両系建設機械運転技能講習修了者

【申込・連絡先】公営施設課　管理グループ　☎82-0111

秋の火災予防運動実施中
十分注意しましょう！



災害時の避難支援が必要な方の
災害時等避難行動要支援者名簿への登録を行っています

登録を希望される方は、下記をお読みの上、保健福祉課にご連絡下さい。
登録のご相談は、随時受け付けております。

災害時等避難行動要支援者名簿とは？

災害等が発生した時に、ご自身で避難することが困難で、支援が必要な方（避難行動要支援者）を、あらかじめ登録する名簿です。

【対象者】

対象者は、今金町内に住所があり在宅で生活され、下記の①～⑥のいずれかに該当する方ですが、**自ら避難できる方、ご家族等の避難支援者がいる方は、対象となりません。**

① 介護保険の要介護認定者（要介護３以上）
② 身体障がい者手帳１・２級（総合等級）の第一種を所持する方
③ 精神障がい者保健福祉手帳１・２級を所持する方
④ 療育手帳Ａを所持する知的障がいの方
⑤ 難病患者
⑥ 70歳以上の一人暮らしの高齢者、75歳以上の高齢者のみの世帯



【登録方法】

1. 対象者の要件を満たし、登録を希望される方は、保健福祉課地域包括支援グループまでご連絡ください。
2. 職員が、訪問等で名簿登録の同意確認、身体状況、服薬等をお伺いします。
3. ２で伺った情報をもとに、名簿登録の対象又は対象外の決定についてご連絡します。
4. 登録対象者の方は、災害時にどのような避難支援が必要か、緊急連絡先等の詳細が記載された記録（個別支援計画）を作成します。

【名簿に登録された個人情報の取り扱い】

個人情報の取り扱いは、平常時の見守り活動と災害時の避難支援に限定し、下記の関係機関で共有します。

関係機関：役場・地域包括支援センター、社会福祉協議会、消防署、警察署、
各自治会町内会＊、民生委員・児童委員＊
＊各町内会自治会、民生委員・児童委員は、担当地区に限定されます。



◆　登録にあたってのご注意　◆

大規模災害が発生した場合は、避難支援者も被災者となる為、「その時にできる範囲内での支援」　となります。名簿登録は、確実な支援や救出を確約するものではないことをご理解ご了承下さい。

【問合せ】保健福祉課　地域包括支援グループ　☎82-2780



10月15日～10月31日
火の取り扱いには